

# 農業委員会だより

発行：南種子町農業委員会  
編集：農業委員会振興部  
電話：農業委員会事務局  
0997-26-1111  
(内線 300・301・302)

Minamitane Town Board of Agriculture Information



地球温暖化に負けるな！種子島酪農  
遊休農地解消・復旧 牧草地確保  
牛の名前：キングボーイロートラスト ジェニー号（母牛）  
搾乳牛：北海道別海町生まれ 誕生日2020.5.21  
ジェニー号は、一日あたり牛乳を62リットル生産します。

## 目次

新年のご挨拶・農業委員会の主な活動内容	2
農業委員・農地利用最適化推進委員の紹介	3
農地中間管理機構・農地売買等事業・農地パトロールを実施	4
農地の貸し借りや売買・農地転用・相続等	5
令和7年定例総会予定表・地域計画・全国農業新聞	6
農業者年金に加入して安心して豊かな老後を	7
がんばるファーマー紹介・編集後記	8



南種子町農業委員会  
会長 石堂 かよ子

## 新年あけましておめでとうございます

ご家族お揃いで輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。  
昨年を振り返りますと、新型コロナウイルスの感染症も落ち着き、ロケット祭やふるさと祭などイベントや地域行事等が本格的に開催され、まちに活気があふれ地域の活性化が図られた年でありました。

農業分野では、依然として生産資材、肥料・飼料の原材料価格が高止まりで推移し、その高騰した経費分が農産物価格の引き上げに反映されず、農家にしわ寄せがきて農業経営が年々厳しさを増しているようです。

このような状況の中、新型コロナ感染が落ち着き、国内農産物消費の回復、海外観光客の増加によるインバウンド需要・外食産業が活性化したことにより、第一次産業の振興が図られつつあり大いに期待しているところであります。

農業委員会では、昨年6月「地域計画」の策定に関する農地の所有者1,424人にアンケート調査を実施し、回答率は31.5%でありました。アンケート調査を基に、地域の担い手と農地を語る会を総合農政課と共に実施しました。この中で、各地域の農業を担う農家の確認や地区内の農地の利用状況や遊休農地などの状況確認を行いました。今後もアンケート調査やこの話し合い活動を随時行い、農業者の減少が加速する中で、守るべき農地の明確化や農地の効率的活用、農業経営の支援に取り組んで参りますので、農地の所有者、農家の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

農業委員・農地利用最適化推進委員が一体となって、農地・農業振興に取り組んで参りますので、今後とも皆様の変わらぬご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、令和7年も更なる飛躍が期待されることを願いつつ、今年の豊作と皆様のご健康とご多幸をご祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

## 南種子町農業委員会の主な活動内容

農業委員会は、農業者の公的代表として、農業生産の基盤となる農地を貴重な資源と位置づけ、農地を守り有効利用を図るため、農地パトロールを実施し、遊休農地の調査・解消・無断転用の防止に努めております。

法令業務としまして、農地の権利移動や農地転用などの許認可につきまして制度の適正な運用を図り公正・公平な審議に努めております。

### ★ 農業委員

1. 農地の貸借や売買の許可・決定など及び農地転用などへの意見
  - 1) 農地の貸借や売買の許可・決定
  - 2) 遊休農地に対する措置
  - 3) 農地転用許可への意見  
※違反転用への対応
2. 農地利用最適化推進指針等の作成

### ★ 農地利用最適化推進委員

1. 担当地区内の農地利用の最適化のための実践活動が主体
  - 1) 担い手への農地利用の集積・集約化
  - 2) 遊休農地の発生防止・解消
  - 3) 新規参入への支援活動
2. 総会などに出席し、農地利用の最適化推進
3. 農地利用最適化推進指針の作成に参画

# 南種子町農業委員の紹介

※農地に関する相談等は、各地区担当の農業委員・農地利用最適化推進委員へ  
任期：令和5年7月20日～令和8年7月19日

氏名	担当地区	TEL	氏名	担当地区	TEL
石堂 かよ子 <会長>	葦永全域	090-6293-4599	小山 幸良	島間（仲之町・小平山）	090-1928-4860
牛野 進一郎 <会長職務代理>	西海全域	090-4777-3813	中之蘆 堅二郎 <農地部長>	上中（大宇都・上之平・本町・共栄・新栄町・河内）	090-2586-6973
久保田 力雄	島間（田尾・向方・大久保）	090-1978-4937	寺内 秀昭 <振興部長>	下中全域	090-8913-8636
砂坂 浩一郎	西之（木原・野尻・砂坂・管造牧）	090-3608-8193	福 富久	長谷全域	090-3078-3480
高田 真盛	西之（崎原・下西目・小田・前之原）	090-5288-1053	中島 一三	平山全域	090-1510-8897
黒木 りか	西之（田代・本村・平野・上瀬田・野大野）	090-7167-0178	上山 幸夫	上中（上野・焼野・仲西・西之町・山崎）	090-9654-0028



石堂 かよ子  
会長



牛野 進一郎  
会長職務代理



久保田 力雄



砂坂 浩一郎



高田 真盛



黒木 りか



小山 幸良



中之蘆 堅二郎  
農地部長



寺内 秀昭  
振興部長



福 富久



中島 一三



上山 幸夫

# 南種子町農地利用最適化推進委員の紹介

任期：令和5年7月20日～令和8年7月19日

氏名	担当地区	TEL	氏名	担当地区	TEL
浦口 啓一郎	平山	090-1516-7939	野里 一則	西海	080-5609-1907
片板 大作	葦永	090-7380-4333	崎田 善昭	島間	080-5216-8542
上妻 亜紀	下中	080-5243-9206	雨田 俊哉	長谷	080-1542-4998
小脇 尚武	西之	090-8296-4793	原田 晃生	上中	080-2773-7512



浦口 啓一郎



片板 大作



上妻 亜紀



小脇 尚武



野里 一則



崎田 善昭



雨田 俊哉



原田 晃生

# 農地を貸したい、借りたい人のための制度

## 農地中間管理機構

高齢化や後継者不足などで耕作を続けることが難しくなった農地を借り受け、認定農業者や集落営農組織などの担い手や新規に農業を始めたい方などに貸し付ける公的機関。農地の集積・集約化を進めるため、中間的受け皿となる組織です。

- ・農地の借り手が見つからない。
- ・面積を減らして経営農地の一部を貸したいと考えている。
- ・農業を引退したいので農地を誰かに貸したい。

### 出し手

#### 貸出意向の表明

- 利用意向調査
- 人・農地プランアンケート

### 受け手

#### 公募への応募

- 借りたい農地の情報

- ・経営農地の拡大を検討中の方！
- ・分散した農地の集約化を検討中の方！
- ・新規に農業を始めたい方！

あっせん・マッチング

農地を貸す期間はできるだけ10年以上とします。

#### 農地中間管理機構

- 受け手（担い手）が見込める農地を借り、受け手（担い手）へ貸し付けます。
- 借受農地の管理を行います。

賃料は、地域の水準を基本とします。

## 農地売買等事業を活用してみませんか？

### 農地売買等事業の仕組み



**所有者**  
離農・規模縮小したい  
農地を相続したが売りたい

**耕作者**  
新規就農したい！  
規模を拡大したい！



申出

申出

#### 市町村農業委員会

- ・売買相手方の調整
- ・売買額の設定
- ・借受者の経営状況の確認など

協議

#### 鹿児島県地域振興公社 (農地中間管理機構)

- ・耕作者からの聞き取り
- ・現地調査・審査・各種事務手続きなど

買入後すぐに入金

買入

原則3年以内に売渡

売渡

## 農地パトロールを実施！



農業委員会では、優良農地の確保と有効利用の促進を図るため、定期的に農地部員による農地パトロールを実施しています。

また、毎年8月～9月にかけて重点的に農地の「利用状況調査」を行っており、農業委員と農地利用最適化推進委員が担当地区ごとに取り組んでいます。農地パトロールで把握した内容や調査の結果は、地域の農地利用の確認、遊休農地・耕作放棄地の解消、違反転用の発生防止・早期発見に活用しています。

# 農地の貸し借りや売買はどうしたら？

## 農地を耕作目的で売買・貸借するには

農地を耕作目的のために所有権移転（売買・贈与・交換など）、または貸し借りをする場合は、農地法第3条の規定による許可が必要です。（所有権移転の登記の際には、この許可書が必要となります。）

- 今まではなんとか耕作してきたけど、後継者もないので処分したい。
- 経営規模を拡大したい。自分の圃場の近くに農地を借りたい。
- 農地を相続したんだけど、自分では耕作できないし…誰か借りてくれる人はいないかな？

このような場合には、農業委員会またはお近くの農業委員・農地利用最適化推進委員へお気軽にご相談ください！



# 農地の転用には許可が必要です。

## 農地の無断転用はぜったいダメ！

農地を農地以外に利用する場合は、農地法の規定による農地転用の許可が必要になります。

- 住宅を建てる
- 農業用施設を建てる（条件により届出のみの場合（自己所有農地の面積が200㎡未満）があります）
- 資材置場や建設残土捨て場にする
- 樹木を植林する
- 太陽光発電設備を設置する など



農地は、大切な食料の供給基盤です。

一度農地以外に利用されると元に戻すことは極めて難しいことから、転用は計画的な土地利用のもとに適切に行われる必要があります。具体的な転用目的の無い投機目的、資産保有目的での農地の取得は認められていません。許可を受けずに農地を転用する場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には、罰則の適用もあります。

※農地を埋め立てたり、掘り下げをする場合も農業委員会へ届出する必要があります。

# 相続等によって農地を取得した場合には届出を

農地の相続等により、農地法の許可を受けることなく農地等の権利を取得した場合には、所在する農業委員会への届出が必要です。

農業委員会

- 届出が必要なのは相続（遺産分割及び包括遺贈を含む）、法人の合併・分割、時効等により農地等を取得した場合です。
- 権利の取得を知った日からおおむね10ヶ月以内に届出を行ってください。

※届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合には、10万円以下の過料に処せられます。なお、この届出によって権利取得の効力を発生させるものではありません。



# 令和7年 定例総会予定表

(研修センター・2F大会議室・傍聴可能)

上半期		定例総会			下半期		定例総会		
申請書 締切り	日	日	曜日	時間	申請書 締切り	日	日	曜日	時間
1月	12/27	27	月	9:30	7月	6/30	25	金	9:30
2月	1/31	25	火	9:30	8月	7/31	25	月	9:30
3月	2/28	25	火	9:30	9月	8/29	25	木	9:30
4月	3/31	25	金	9:30	10月	9/30	24	金	9:30
5月	4/30	26	月	9:30	11月	10/31	25	火	9:30
6月	5/30	25	水	9:30	12月	11/28	25	木	9:30

## 地域計画を策定します

地域計画とは、将来（10年後）の地域農業をどのようにしていくか、大切な農地をどう守り、次の世代につないでいくかを地域の皆様で話し合い、目指すべき将来の農地利用の姿を明確にする計画のことです。農業委員会では、地域の話し合いを通して農地一筆ごとに将来の耕作者を示した「目標地図」を作成します。

この地域の話し合いを、令和6年11月12日の平山地区を皮切りに全8地区において開催し、各地域の現状と課題や地域における今後の農業のあり方など貴重なご意見を伺うことができました。

町総合農政課と農業委員会では、今回の話し合いの結果をもとに各地区の地域計画を策定し、今後も毎年話し合いを重ねて計画内容の精度を高めていくこととしています。



**全国農業  
新聞**



毎週金曜日発行 B3版 8~10頁建  
購読料 1ヶ月 700円[送料, 税込み]

お申込みは農業委員会事務局・地区担当農業委員・  
農地利用最適化推進委員へお問い合わせ下さい。

**経営とくらしに役立つ情報をお届けします!**

# 農業者年金に加入し、安心して豊かな老後を！

～人生100年時代に有効な終身年金～

## 政策支援で加入後、節税が大切と考え、通常加入へ変更

荃永新上里集落の浦門俊伸さん（47歳）は、農大を卒業後両親の手伝いを兼ねて就農され、現在両親と3人で、稲発酵粗飼料（WCS）5ha、水稲3ha、澱粉用さつまいも120a、安納芋とかぼちゃを30aずつ栽培しています。

俊伸さんは、農業委員会の当時の鮫島局長から農業者年金を勧められ、また、農業委員でもある父親が60歳になり保険料の支払いがなくなったことから、国庫補助に魅力を感じて平成22年10月に政策支援で加入、その後節税が大切であると考え、死亡一時金のある通常加入へ平成29年9月に変更しました。

俊伸さんは、「昨年度の農業者年金推進特別研修会に町認定農業者の会長として参加し、節税になるからと50代夫婦に農業者年金を勧めたところ、加入されました。」と話されました。



浦門俊伸さん  
(荃永新上里集落)

## 農業者年金で安心・豊かな老後を！

～農業者の老後は国民年金だけでは不安です～

### 1. 農業に従事する方の老後の安心に役立ちます

国民年金 + 農業者年金



### 2. 農業者なら広く加入できます

こんな方が加入できます。

- ①国民年金第1号被保険者
- ②年間60日以上農業に従事
- ③20歳以上60歳未満の方  
(条件を満たせば65歳まで加入できます)



### 3. 積立方式だから自分がかけた金額は年金として生涯もらえます

仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が遺族に支給されます。



### 4. 保険料はいつでも変更できます

保険料は、月々2万円から6万7千円まで。  
(35歳以下は1万円から)です。



### 5. 税制面の優遇措置が大きい

支払った保険料は全額社会保険料控除となり、所得税や住民税等の節税になります。



### 6. 政策支援（保険料の国庫補助）

青色申告をしている認定農業者の方（35歳未満）は、1万円の補助があります。





# がんばるフーマー紹介



(株)大脇農園 代表取締役

**大脇 健寛 (33歳)** (西之・野尻集落)  
**シャンタール**

【経営内容】 さとうきび 40ha、安納いも 3ha、  
でん粉・焼酎用さつまいも 5ha、  
早堀バレイシヨ 1.5ha

【経営の構成】 本人、父、母、弟  
雇用者:社員1名、常勤パート1名、  
臨時パート1名

南種子高校最後の生徒として卒業し、第一工業大学へ進学、卒業後はオーストラリアで2年間、イギリスで2年間多種多様な職業を体験しました。その後シャンタールさんと結婚し、令和2年より就農しました。

父(光矢さん)が築いてきた(株)大脇農園の農業経営基盤を更に拡大すべく、令和3年7月13日(株)大脇農園の代表取締役に就任。目標はサトウキビ栽培 100ha。高齢化により優良農地が遊休化しているので、この農地を有効活用できる多種品目の導入や、若手農家と共に農業振興を図り地域を活性化させたいと穏やかな顔で熱く話してくれました。頑張ろう! minamitane



(有)小脇牧場 代表取締役

**小脇 幸男 (71歳)** (西之・野大野集落)  
**眞弓**

【経営内容】 酪農 搾乳牛 180頭 (成牛 230頭)、  
育成牛 120頭、子牛 50頭  
和牛 生産牛 247頭、牧草畑 26ha

【経営の構成】 本人を含め家族4人と  
雇用者:6名 (男性4名、女性2名)

南種子の酪農は、昭和50年代より一般家庭の食卓、学校給食の需要、交通機関の発達と島外移出により飛躍的な発展を遂げてきましたが、平成の後半から牛乳の生産調整など厳しい状況が続き、小脇牧場は本町唯一の酪農家となりました。平成14年に(有)小脇牧場を設立し、同時期に和牛の導入も開始。地球温暖化による猛暑対策のため牛舎へ細霧装置等の整備も行っています。高齢化により近隣地域で農地の荒廃化が進んでおり、遊休農地解消のため牧草畑を拡大しています。良質な飼料・牧草から美味しい種子島3.6牛乳は作られているので、健康増進のためたくさん牛乳を飲んでください。



振興部長 寺内 秀昭  
委員 石堂 かよ子

高田 真盛  
黒木 りか  
小山 幸良  
上山 幸夫

今後とも農業委員会の活動にご協力をよろしく  
お願いいたします。

令和五年は「地域計画」の策定に向けて各地区で話し合いが行われ、担い手不足、機械・肥料の高騰などのさまざまな問題が出されました。農業委員・農地利用最適化推進委員も地域の農業者の代表として参加し、今後もしっかり話し合いを進めてまいります。

振興部では、年一回「農業委員会だより」を発行しています。委員会の活動報告や農政情報など少しでも多くの方々に農業に関する情報をわかりやすくお届けできたらと思っています。ご意見や地域の話題がありましたら、ぜひお寄せください。

**編集後記**